

第五十一回 参議院 商工委員会 會議録第三十号

昭和四十一年六月二十一日(火曜日)

午後一時三十分開会

委員の異動

六月十六日

宮崎 正雄君

小柳 勇君

六月二十日

中上川アキ君

小野 明君

補欠選任

中上川アキ君

小野 明君

補欠選任

宮崎 正雄君

小柳 勇君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

村上 春蔵君

赤間 文三君

豊田 雅孝君

近藤 信一君

委員

井川 伊平君

近藤英一郎君

宮崎 正雄君

吉武 恵市君

阿部 竹松君

小柳 勇君

藤田 進君

矢追 秀彦君

国務大臣

通商産業大臣

政府委員

通商産業政務次官

中小企業庁長官

三木 武夫君

堀本 宜実君

影山 衛司君

事務局側

常任委員会専門員

小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春蔵君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、理事会において協議いたしました事項について報告いたします。

本日は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案の審議を行なうことといたしましたので、御了承願いたいと存じます。

○委員長(村上春蔵君) 衆議院送付の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案(開法第一四二号)を議題とし、引き続き質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 私は、この法律の各条について、きょうは重要な部分を質問いたします。

まず第一条につきましては、本法の第一条の目的の条項で「中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずる」と規定しておりますが、なぜ発注の確保という積極的規定をしなかったのか、質問いたします。

○政府委員(影山衛司君) お答え申し上げます。第一条の目的に「中小企業者の受注の機会を確保する」と規定いたしました、直接に発注の確保というふうに規定をいたしませんでした理由でございますが、第一番目に、御承知のように中小企業基本法におきまして、中小企業者の受注の機会を増大するための措置をとるようという規定が第

二十条にございまして、その規定のしかたに従ったわけでございしますが、その精神をいたしましては、国等の側からいたしましては、できるだけ門戸を開いて中小企業者に対して開放いたしまして、受注機会の増大の努力をする、結局中小企業者がそういう調達に参加しやすくなるという努力をいたしますと同時に、中小企業基本法におきまして、中小企業者の自主的努力ということもまたつておるわけでございまして、中小企業者が良質廉価な物の提供に努力をする、国等の側の受注機会の増大努力と中小企業者側の自主的努力とが相まちはまして、受注の確保となるわけでございます。そういう経緯によりまして、直接の規定のしかたをいたしたわけでございします。

○小柳勇君 機会均等ということはまことにものともしたいことではあります。受注側の体制の相違、大企業では仕事をいろいろな組織の体制が整っておるし、中小企業では体制が非常に弱いのですが、その均等の効果を発揮できないのではないかと考えるが、どのような対策を考えられるか。

○政府委員(影山衛司君) 大企業に比べて中小企業者の側が体制が整っていない点もあることは御指摘のとおりでございます。その面は、私どもの中小企業対策の指導方針といたしまして、中小企業者の設備の近代化あるいは技術の向上というふうな点につきましては指導あるいは助成を集中的に注ぎまして、指導をその方面でいたすというのと同時に、大企業側につきましては、ロットの大きいものが受注できるわけでございますけれども、組合単位でこれを受注させるということになりますと、大企業にも匹敵するだけのロットの大きいものも受注できるということになりますので、そういう方面でも、組合の共同受注体制に

つきましては指導をいたしまして、中小企業者側の劣つておるところの受注体制というものは別途中小企業者の対策として進めていかなければいけないというふうに考えておるわけでございします。

○小柳勇君 前の答弁で、長官いみじくも中小企業の体制のほうを先に言われた。そのことは中小企業に、中小企業者の皆さんは良質廉価な品物を納めることを努力し云々と、このあたりのほうに発注の側のことには言われなかったのです。この法律規定がそういうふうになつておるのです。中小企業者のほうに受注するということを主体に書いてある。私どもが望むところの、官公需が、あるいは公益事業が積極的に中小企業に発注すると、その発注を確保するためにどうするかというのを法律で定めなければならぬのではないかと。中小企業がみずから体制を整えて受注すると、こういうようなことでは、真にいまのこの競争の激しいこの受注機会の均等というものはあり得ないのではないかと考える。特に七千三百億円の赤字公債を発行しまして、もう市中では相当企業のアンバランスが生まれておるわけです。そういうときに、この法律はそれを受けてつくられた法律ですから、官公需が積極的に発注を確保してやると、そういう積極的な法律でなければならぬと思うが、この点に對する見解をお聞かせします。

○政府委員(影山衛司君) この法律の精神におきましては、先生が御指摘のとおり精神でこれは規定いたしておるわけでございまして、ただ、表現の面あるいは基本法におきまして、この規定のしかた等を受けまして、そういうふうな規定のいたしたかたをいたしておるわけでございまして、受注の機会の増大をはかりますことによりまして、発注の確保あるいは受注の確保という終局目的に至るわけでございします。私も発注の確保という

ようなことも検討いたしたわけでございしますが、

やはり何と申しまして、中小企業者だからと申しまして、高くても安くてもこれを中小企業へ調達官庁側が発注をしてやるということではございませぬので、そういう点も考慮をいたしまして、受注機会の増大というふうな規定をいたしたわけでございます。

○小柳勇君 この法律は御存じのとおり附則がない法律ですから、中小企業がみずからの体制を整えて、良質廉価な仕事をし、良質廉価な品物を納めるという体制を持つ、まずそれを前提にして官公署並びに公益事業あるいは地方公共団体は発注するのだと、こういう体制になっている法律です。したがって、私はもう少し欲を言えば、担当者側の側面についても、そういうものがあれば法律は生きてきますね。これは要請義務、道徳的なものにしかたよれないような情勢である。この点について、大臣も出席になりましたから、大臣から御見解聞きますが、いま質問していることは、

第一条の、官公署についての中小企業者の受注の確保に関する法律と書いてあるが、なぜ官公署が発注を約束する法律としなかつたかと。長官の答弁も、この中小企業者の受けるほうの、受注側の体制を主として答えておるのですが、いま長官に言っておりますが、附則のない法律でありますから、道徳的なものだけではこのりっぱな法律は死んでしまふが、それに対して前にも大臣の答弁は聞きました、いま逐条審議に入りましたから、大臣からの御答弁をお聞きいたします。

○国務大臣(三木武夫君) それはいまここに人って何ったのでは、そういう附則を設けて、これに協力せざる者を処罰せよというふうな御意見であつたように思いますが、これは少しどうもをこまめでいくことは行き過ぎのような感じもいたします。しかしながら、こういう法律ができたということはたいへん意味を持つてゐるわけでありまして、いままではこういうものはないのですから、いろいろ発注するほうでも中小企業のことば考えておつたでしょうけれども、こういう法律ができて義務づけられたということではないので

す。これからまあゆつくり頭の中で考えてという、そういう道徳的な責任というものはあるわけですが、そういうことで相当受注の機会の増大には役立ち得ると思ひます。しかも政府がいろいろ国会に對しても報告の義務を持つておられますし、そういう意味においてまあ完璧とは言えないけれども、この法案というものが持つ意味は相当面期的な意味を持つてゐる。ただお茶を濁すようなことには、これは出した以上はいかないというふうなことを考へて、この法案の意義というものを高く評価いたしておるわけでございます。

○小柳勇君 次は第二条の定義について質問いたしますが、基本法の定義によつて中小企業の範囲を考へておるようでありまして、第三号の政令で定める業種についてはどのように考へておられるか。第三号については、団体の法政令と同じにするつもりかどうか伺ひたいいたします。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり、中小企業団体の法と同様の政令指定をいたしたいと考へております。

○小柳勇君 それから第四号の「組合」には、中小企業等協同組合のほかは何を規定するつもりであるか。たとえば農協や生協は中小企業者とは認められないと思ふがどうか。

○政府委員(影山衛司君) 四号によりまして政令で指定したしております組合は、ただいまのところ事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会等を指定いたすように考へております。それで農業協同組合及び消費生活協同組合は、この法律の中小企業者として政令で指定をいたすことは、ただいまのところ考へていないわけでございます。

○小柳勇君 農協や生協については、現在考へておられないが、将来はどうでしょうかね。将来は農協活動やあるいは生協活動というものは相当高く評価し、団体として考へていかなければならぬと思ふが、どのような指導体制をとられるか。

○政府委員(影山衛司君) 先生御承知のように、生活協同組合——生協につきましては、組合員以外に事業を利用させることは行政庁の許可が必要であるということになっております。消費生活協同組合法の第十二条の第三項でございます。現在までのところ、生協が組合員外に物品を納入することとは、現在のところ原則的にはできないことになっております。またそういうことを利用させるような許可をした例もないわけでありまして、そういう点もございまして、それを中小企業者という考へ方に、まだやはり農協とか生協とかというのははたたりとくるものではございません。今後検討いたします。

○小柳勇君 第二項で国等というものが官公署の発注先になるわけだが、この中で特別の法律によつて設立された法人というものは公団などを指すのか。この政令で指定しようとする法人とは一体何か、お伺ひをいたします。

○政府委員(影山衛司君) 本法の対象となる法人といたしましては、原則といたしまして、国の全額出資によつて設立され、しかも業務の運営についても国が強い監督をいたしておるところの、實質的に見まして国の機関と見られるような公社、事業団等を指定することを考へておるわけでございます。たとえば日本住宅公団、水資源開発公団、愛知用水公団、日本道路公団、日本鉄道建設公団等を考へておるわけでございます。

○小柳勇君 電源開発公社などにも相当国の金が出るし、また電力会社は特別の法律による会社ではないが、この法律の方針で指導するのはいかがでしょうかお伺ひをいたします。

○政府委員(影山衛司君) 電源開発株式会社は、その発行株式の一部は民間が持つておるわけでございますが、政府も持つておるわけで、これは指定も法律上はできる、こういう解釈でございます。これを現実指定するかどうかは、まだただいま検討中でございますけれども、法律では指定できることになっております。電源開発株式会社に限ります。

○小柳勇君 電力は。

○政府委員(影山衛司君) 電力会社とかガス会社

等につきましては、資本金につきましては全部民間の出資になっておりますので、直接この法律の対象にはならないわけでございますけれども、しかしながらこの電力会社、ガス会社等が非常に公益的な事業を行なつておりますし、いろいろと国からも直接間接にいろいろな助成措置が出ておるわけでございますので、この法律の精神に準じまして、今後行政指導を行なつていきたいというふうな考へておるわけでございます。

○小柳勇君 この点、大臣からもお聞きしておきたいと思ひますが、電力会社やガス会社、このような公益的な事業については、さつき言われたいわけの公団、公社に非常に相似たものがある。もちろんこれは民間会社ですけれども、需要などは官公署に等しいものがあります。官公署と同じように中小企業にも需注の機会を増大してやるの方針で指導されるのかどうか、大臣からお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(三木武夫君) 電力会社、ガス会社等に対しては、中小企業の需要を確保するということに対して協力をしてもよろしく指導をいたしたいと思つております。

○小柳勇君 さつき具体的に公団、公社の名前をあげられましたが、たとえば国の出資比率とか、事業内容、過去の実績についてはどの程度のものでなければならぬとするか、公益性の強い公共事業を対象とする、こういうことでありますが、一つの基準をきめて、ただ具体的な名前をあげるだけでなくて、一応国との関係、それから事業の内容、それから過去の実績などを一応の基準をきめておいたほうが、今後いろいろな公団、公社はできますから、便利だと思ふ。この点についての御配慮を聞いておきたいと思ふ。

○政府委員(影山衛司君) 先生御指摘のとおり公団、公社につきましては、これの指定の基準というものを考へて今後いきたいと思います。原則といたしまして、国が全額出資をいたしておるというものは不可欠の要件でございますが、そのほかにも関連実績等も考慮いたしまして、実際

上効果が上がるというよりなものを指定をいたしたい、あるいは事務手続等の方面も考慮いたしまして、あまりこれを広く指定をいたすということによりまして手続が複雑になるということもまた考えなければいけません。ただ、原則といたしまして、基本方針といたしましては、できるだけ広く今後指定をいたしたいという考え方でございます。

○小柳勇君 次は第三条であります。重要な点だけ見てまいりますが、本法の第三条は、国等は受注の機会の増大をはかるように努めなければならないと規定しておるが、これはどういうことを言っておるのか。これは単なる努力目標を示すにとどまり、その実行を期する責任を伴うものではないかと思うがどうか。なぜつとめるものとするという義務を課しなかったのか。

○政府委員(影山衛司君) 第三条におきます受注機会の増大の努力義務、これは「図る」ように努めなければならない」と書いてございまして、これは増大の努力義務でございます。第三条の表題にも書いてございまして、「受注機会の増大の努力」というふうに、表題もそういうふうにして書いてあるわけでございます。そういふふうにして規定をいたしますことによりまして、発注官庁側といたしましては、入札の資格基準を定める際、あるいは入札者を指名する際、あるいは随意契約の相手方を選定する際に、できるだけ中小企業者がその契約に参加できるようにというふうに努力をするように、現実には会計法上の予決令の規定によりまして各調達官庁、あるいは建設省等でもすでに出しておりますように、受注機会ができるだけ増大するように具体的なきめのこまかい措置もいたしておるわけでございます。そういうこととで具体的な措置につきましては、今後第四条に定めるところの方針の作成等によりまして、各官庁を指導していただきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 同じ第三条に組合を活用するように配慮するというのは、具体的にはどういうこと

か。現在でも予算決算及び会計令第九十九条の十八号に、組合の保護育成のため、これらの者から直接に物件を買い入れるときは随意契約によることのできることにしておる。したがって、この条項、この会計令とそれから本法第三条の組合との関係を具体的に例をお示し願います。

○政府委員(影山衛司君) 組合の調達についての活用につきましては、従来からも予決令の第九十九条第十八号におきまして、随意契約を締結する際に協同組合の活用をし得るというふうな規定が現実に従来からもあるわけでございまして、けれども、実際上の活用の実績から申しますと、ほとんど皆無に近いわけでございまして、そこで今度政府といたしましては、ことしの四月十一日に予決令の一部改正いたしまして、大蔵大臣協議が従来必要であったのをこれを廃止いたしまして、手続の簡素化をはかりますと同時に、この法律で先生先ほど御指摘のとおり、組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならぬという促進の規定を規定したわけでございまして、現実の問題といたしまして、なぜ調達官庁のほうに組合をあまり活用しないかと申しますと、まあ一部、ある面におきましては組合の側の共同受注体制、あるいは責任体制というものが整っていないという点もございまして、これはやはり中小企業庁の組合の今後の指導の方針といたしまして、共同受注体制あるいは責任体制の確立ということを通じて、これを強力に指導をいたしていきたいというふうに規定してあるのと相俟ちまして、できるだけ組合が契約に参加できるように努力いたしていきたいと思っております。

○小柳勇君 いまの後段のほうの答弁に関連してですが、事業協同組合などが共同受注する場合、その組合員などに対する適正公平な配分をはかるために何かの規定、あるいは規約をつくらなければ公平な配分ができないのではないか、その組合の中のボスが自分がいよいよに、いいところは自分で取り、あとお粗末なところだけを組合員に分けるようなことがあつてはなりません、こう

いうものの防止方法について何か考えておられるかどうか、お聞きしたいと思っております。

○政府委員(影山衛司君) 共同受注に基づく分け前が組合員の間に公平に分配されなければいけないというところは先生御指摘のとおりでございます。そういう点を考慮いたしまして、今後第四条に掲げます方針の作成の内容、あるいは協同組合の指導方針といたしまして、共同受注の適正な配分についての内部規約、これが完備されていないければならないというふうに基準を定めて指導をいたしていきたい、かように考えております。

○小柳勇君 そのような具体的な指導方針というのは、中小企業庁にできておるものと理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(影山衛司君) 指導方針は現在作成中でございます。

○小柳勇君 早急にそれをつくつてもらつて、この法律が効効されたら、下部の組合員のほうに混乱が起きますように指導をお願いして、次に

次は第四条ですが、国は方針を作成するとしてありますが、「国」というのは一体何か。内閣か、あるいは総理大臣の趣旨か、「国」というのをはっきり説明をお願いします。

○政府委員(影山衛司君) 「国」は、内容を分けて申し上げますと、行政機関であるところの政府、各官庁でございます。それから立法府であるところの衆議院及び参議院、それから最高裁判所及び会計検査院、これが「国」の内容でございます。

○小柳勇君 「方針」と書いてありますが、具体的にどういふことを内容とするか。方針の中に一定割合を明示するの、あるいは金額の絶対額を書くの、あるいは各省別に示すとか、この方針の内容について説明をお願いします。

○政府委員(影山衛司君) 方針の内容は二つに分かれておまして、第一が国との契約を行ないます場合の中小企業者に対する発注の割合、それは努力目標でございますが、発注の割合が第一で

ございます。それから第二番目は、そういう受注機会の増大のため、努力目標を達成するについてのいろいろな具体的な施策の方向なり内容というものを規定をいたしたいというふうに考えるわけでありまして。

それで、第一番目の努力目標額でございますが、これは衆議院の附帯決議にもありますように、割合を中央官庁、公社、それから地方公共団体というふうなグループ別に規定をいたしていきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 方針を作成する時期についてお伺いいたしますが、ここに書いてある本法の方針作成等、ことしは一体いつごろその方針を作成されるか、お聞きいたします。

○政府委員(影山衛司君) この法律が成立次第、各省庁と協議をいたしまして、できるだけ早く方針を作成したいと思っております。見込みといたしまして、七月の中ごろというふうに――おそくとも中旬ごろには方針をきめたいと思っております。

○小柳勇君 ことしは七月中旬ごろでしょうか、本法の四条の方針作成の時期というのはい体いつですか。

○政府委員(影山衛司君) 実績等が上がつてまいりますのは、やっぱり四月には直ちに上がつてこないと思つたので、五月ごろになると思いますが、その実績が上がつてき次第ということになります。まあ四月一ぱい、あるいは五月一ぱい――これはやってみないとわからないわけでございますが、できるだけこれは早く決定をいたしたいと考えております。

○小柳勇君 次に、その方針ができましたならば、これを公表しなければなりません。中小企業庁だけでわかつておつてもいけませんし、各省庁だけでもわからないのであります。その内容、要旨を発表するのはどういふ方法をおとりになるつもりでありますか。特に中小企業者に対しては、あるいは団体に対しても親切に内容を示してもらわなければなりません、そういう具体的な方法について、どのような対策をお考えになる

か、お伺いいたします。

○政府委員(影山衛司君) 方針は確定次第官報に掲載し、あるいは新聞発表等で周知徹底をはかるわけでございますが、そのほかにも各地で説明会等も開きまして、方針の徹底をはかつていきたいというふうに考えております。また中小企業庁でこれに関するパンフレットをつくりまして、組合等を通じてPRをはかつていきたいと考えております。

○小柳勇君 それから重ねてお聞きしておきますが、この方針に反する省庁、地方公共団体などがあつたときに、どのような措置をとられるか。通産大臣などの主務大臣に対する要請ということが第六条にあります。第四條に關連してどういふお考えを持っておられるか。

○政府委員(影山衛司君) 方針で大体努力目標と、それからその努力目標達成のための施策を具体的に決定するわけでございますが、それが実績のチェック、あるいは途中におきまして中小企業者等から苦情等が中小企業庁にもくると思いますが、そういうものを具体的な事例に照らしまして、各官公庁に協力の要請をいたしていきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 政府がこの方針を決定しますと、いままでの各省各庁、公社、地方公共団体などのやり方と違つた方向が出ると思うのですが、先般建設省と国鉄をここに参考人と呼んだのですが、いろいろやり方が違うわけです。そういうものは省令なり政令なり改正しなければならぬと思うが、その点についてはどのような措置をとられるか、お聞きいたします。

○政府委員(影山衛司君) 必要とありますならば、方針作成にあたりまして、現行省令の改正を行なつていきたいというふうに考えております。この前参考人の方の御意見にもございましたように、手続の簡素化というふうなことにしても改正を推進していきたいというふうに考えております。

○小柳勇君 次は第五条に入ります。第五条は概

要の通知であります。契約実績はすべて通知されるのかどうか、末端の官庁、たとえば国立病院や国立大学、裁判所などからも通知がくることになるのかどうか。また実績はいつまでに通知することになるのか。大企業その他の契約については通知しないのか。各省庁は通知がめんどうであるためにそれを怠ることにならないのか。あるいはまた地方公共団体からの通知をとるのかどうか。こういう点について、この契約実績の概要を通知するということについて御答弁をお願いします。

○政府委員(影山衛司君) 各省庁から実績の通知をもらいます。私どもの基本方針といたしましては、できるだけ広く末端機関からの実績をとりたいというふうに考えております。ただこれは非常に調達官庁側の手続事務等につきましては相当複雑な手続もございまして、逐次そういうふうにしていくかと思つております。できただけ基本方針といたしましては、そういう末端出先機関の実績もつけていきたいというふうに考えております。これは実情に即しまして行なつていきたいというふうに考えております。

それから通知の時期でございますが、これは年度終了後決算を行ない、あるいは実績の取りまとめを行なうというふうな時間が必要でございまして、先ほどちょっと御答弁申し上げましたように、おそくとも五月末ぐらいにはこれをとつていきたいというふうに考えておるわけでござい

それから地方公共団体の契約実績につきましては、従来からも自治省のほうに協力をお願いしてございまして、自治省が非常によく地方自治団体の実績をとつていただいております。この法律の第七条に従いまして、自治省を通じて、実績の通知を受けたというふうに考えております。

○小柳勇君 三木大臣が所用のようですから、その一週できょうのところはやめておきましょう。第五条の頭に「各省各庁の長等は」と書いてありますが、これは地方公共団体にも適用するの

それから最後のほうに、「通商産業大臣に通知するものとする。」と書いてあります。国会に報告はしないのであります。担当の大臣でこういうことを書いておきまして、なかなかこれはそのまま実施できないような気がするが、もう一度その点を御答弁願いたい。

○政府委員(影山衛司君) 各省各庁の長等の中には地方公共団体は入っていないわけでございますが、第七条に基づきまして、各省各庁の長等に準じまして、地方公共団体は実績の概要の通知をいたすことになっておるわけでございます。

それから国会への実績の報告でございますが、この法律では規定いたしておりませんが、先生御承知のように、中小企業白書によりまして、当該年度において実施した結果を白書にまとめ上げまして、国会に報告するということになつておりますので、その中小企業白書を通じて国会にも御報告申し上げることになつております。

○小柳勇君 じゃ、本日はこれでもって終わつておきます。

○委員長(村上春蔵君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑はこの程度にいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時二分散会

六月九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律案(衆)

液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律案

液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律

目次
第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 液化石油ガスの製造業及び輸入業(第

四條—第九條)
第三章 液化石油ガス販売業
第一節 液化石油ガス卸売業(第十条—第十二條)
第二節 液化石油ガス小売業(第二十三條—第三十三條)
第四章 液化石油ガス審議会(第三十四條—第三十七條)
第五章 雜則(第三十八條—第三十九條)
第六章 罰則(第四十條—第四十三條)
附則
第一章 總則

第一条 この法律は、液化石油ガスの製造、輸入又は販売に関する事業の運営を調整することによつて、液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化を図り、もつて液化石油ガスの使用者の利益を保護するとともに、液化石油ガスの製造、輸入又は販売に関する事業の健全な発達に資することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「液化石油ガス」とは、炭素数三又は四の炭化水素を主成分とする石油ガスであつて液化したものものをいう。

第三条 この法律において「液化石油ガス販売業」とは、液化石油ガスの販売(みずから製造し、又は輸入した液化石油ガスの販売を除く。)を行なう事業(液化石油ガスを自動車用燃料、工業用燃料その他の政令で定める用途に使用する者に対し、液化石油ガスを直接販売する事業を除く。)をいう。

第四条 この法律において「液化石油ガス卸売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第五条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、第十三条の規定による登録を受けた者をいう。

第六条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第七条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第八条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第九条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第十条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第十一条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第十二条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第十三条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

第十四条 この法律において「液化石油ガス小売業」とは、液化石油ガス販売業であつて、液化石油ガス小売業以外のものをいう。

スを使用する者に対し、液化石油ガスを直接販売するものをいう。

6 この法律において「液化石油ガス小売業者」とは、第三十三条において準用する第十三条の規定による登録を受けた者をいう。

(液化石油ガス供給実施計画)

第三条 通商産業大臣は、通商産業省令で定めるところにより、石油業法(昭和三十一年法律第百二十八号)第三条第一項の規定による石油供給計画に基づき、毎年度、当該年度の液化石油ガス供給実施計画を定めなければならない。

2 液化石油ガス供給実施計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 液化石油ガスの毎四半期における生産数量及び輸入数量

二 液化石油ガスの毎四半期の期末における貯蔵数量

三 その他液化石油ガスの供給に関する重要事項

3 液化石油ガス供給実施計画は、液化石油ガスの毎四半期における需給事情その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

4 通商産業大臣は、前項の経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、液化石油ガス供給実施計画を変更しなければならない。

5 通商産業大臣は、液化石油ガス供給実施計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二章 液化石油ガスの製造業及び輸入業者(液化石油ガスの製造業の届出等)

第四条 液化石油ガスの製造業を行なうとする者(石油業法第四条の許可を受けた者を除く)は、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者及び石油業法第四条の許可を受けた者であつて液化石油ガスの製造業を行なうもの(以下これを「液化石油ガス製造業者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、毎四半期における液化石油ガス生産計画及び液化石油ガス貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 通商産業大臣は、液化石油ガスの需給事情その他の事情により、液化石油ガス供給実施計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、液化石油ガス製造業者に対し、前項の液化石油ガス生産計画又は液化石油ガス貯蔵計画を変更すべきことを勧告することができる。

行なうもの(以下これを「液化石油ガス製造業者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、毎四半期における液化石油ガス生産計画及び液化石油ガス貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 通商産業大臣は、液化石油ガスの需給事情その他の事情により、液化石油ガス供給実施計画の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、液化石油ガス製造業者に対し、前項の液化石油ガス生産計画又は液化石油ガス貯蔵計画を変更すべきことを勧告することができる。

(液化石油ガスの輸入業者の届出等)

第五条 液化石油ガスの輸入業を行なうとする者(石油業法第十二条第一項の届出をした者を除く)は、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。当該届出をした者が当該届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の届出をした者及び石油業法第十二条第一項の届出をした者であつて液化石油ガスの輸入業を行なうもの(以下これを「液化石油ガス輸入業者」という)は、通商産業省令で定めるところにより、毎年度、毎四半期における液化石油ガス輸入計画及び液化石油ガス貯蔵計画を作成し、通商産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前条第三項の規定は、前項の液化石油ガス輸入計画及び液化石油ガス貯蔵計画について準用する。

(貯蔵義務)

第六条 液化石油ガス製造業者又は液化石油ガス輸入業者は、毎四半期の期末において、その製造し、又は輸入した液化石油ガスの数量に政令で定める率を乗じて得た数量の液化石油ガスを貯蔵しなければならない。ただし、次項の規定により通商産業大臣の承認を受けたとき、その

他特別の事情がある場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る数量の液化石油ガスについては、この限りでない。

2 液化石油ガス製造業者又は液化石油ガス輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより、他の液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス卸売業者を相手方として前項の規定により貯蔵すべきこととされる数量の液化石油ガスの全部又は一部を自己に代わつてその者に貯蔵させることを内容とする契約を締結したときは、その貯蔵させることとなる数量の液化石油ガスについて同項の貯蔵義務を免れることにつき、通商産業大臣の承認を受けることができる。

3 前項の規定による承認があつた場合においては、当該承認を受けた者に代わつて液化石油ガスを貯蔵することとなつた者は、毎四半期の期末において、当該貯蔵することとなつた数量の液化石油ガスを貯蔵しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る数量の液化石油ガスについては、この限りでない。

(事業の廃止の届出)

第七条 第四條第一項又は第五條第一項の届出をした者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(販売価格の標準額)

第八条 通商産業大臣は、液化石油ガスの生産費又は輸入価格を基準とし、液化石油ガスの需給事情その他の経済事情を参酌して、液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は第六條第三項の規定により液化石油ガスの貯蔵義務を負担する液化石油ガス卸売業者(以上「液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者」という)が液化石油ガスを販売する場合(液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者が販売する場合を除く)の販売価格の標準額(以下「標準価格」という)を定めなければならない。

他特別の事情がある場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る数量の液化石油ガスについては、この限りでない。

2 液化石油ガス製造業者又は液化石油ガス輸入業者は、通商産業省令で定めるところにより、他の液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス卸売業者を相手方として前項の規定により貯蔵すべきこととされる数量の液化石油ガスの全部又は一部を自己に代わつてその者に貯蔵させることを内容とする契約を締結したときは、その貯蔵させることとなる数量の液化石油ガスについて同項の貯蔵義務を免れることにつき、通商産業大臣の承認を受けることができる。

3 前項の規定による承認があつた場合においては、当該承認を受けた者に代わつて液化石油ガスを貯蔵することとなつた者は、毎四半期の期末において、当該貯蔵することとなつた数量の液化石油ガスを貯蔵しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において通商産業大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る数量の液化石油ガスについては、この限りでない。

(事業の廃止の届出)

第七条 第四條第一項又は第五條第一項の届出をした者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(販売価格の標準額)

第八条 通商産業大臣は、液化石油ガスの生産費又は輸入価格を基準とし、液化石油ガスの需給事情その他の経済事情を参酌して、液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は第六條第三項の規定により液化石油ガスの貯蔵義務を負担する液化石油ガス卸売業者(以上「液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者」という)が液化石油ガスを販売する場合(液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者が販売する場合を除く)の販売価格の標準額(以下「標準価格」という)を定めなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の生産費若しくは輸入価格又は経済事情の著しい変動のため特に必要があるときは、標準価格を変更しなければならない。

3 通商産業大臣は、標準価格を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(勧告)

第九条 通商産業大臣は、液化石油ガスの円滑な供給の確保を図るため特に必要があると認めるときは、液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者に対し、液化石油ガスの販売について必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第三章 液化石油ガス販売業

第一節 液化石油ガス卸売業

(登録)

第十条 液化石油ガス卸売業を行なうとする者は、通商産業省に備える液化石油ガス卸売業者登録簿に登録を受けなければならない。

2 液化石油ガス卸売業者の登録の有効期間は、三年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き液化石油ガス卸売業を行なうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の要件)

第十一条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という)は、販売所ごとに通商産業省令で定める液化石油ガスの充填設備を備えて

いる者でなければならない。

(登録の申請)

第十二条 登録申請者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に次の各号に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 名称又は商号

二 個人であるときはその氏名及び住所、法人であるときは主たる事務所の所在の場所並びに役員の氏名及び住所

三 販売所の名称及び所在の場所

四 主たる設備の概要

五 液化石油ガスの月間予定販売数量

(登録の実施)

第十三条 通商産業大臣は、前条の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を液化石油ガス卸売業者登録簿に登録しなければならない。

(登録の拒否)

第十四条 通商産業大臣は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請書に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十七条第五号の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から二年を経過しない者

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうちに第一号又は第二号に該当する者のあるもの

(変更の登録)

第十五条 液化石油ガス卸売業者は、第十二条各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

2 液化石油ガス卸売業者が変更の登録の申請をしようとするときは、当該変更に係る事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前二条の規定は、変更の登録の申請があつた場合について準用する。

(事業の廃止等の届出)

第十六条 液化石油ガス卸売業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、通商産業大臣にその旨を届け出なければならない。

一 液化石油ガス卸売 液化石油ガス卸売業者業者を廃止したと

二 死亡したとき

三 法人が破産により 破産管財人

四 法人が合併により 法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産又は合併 清算人

併以外の理由により 解散したとき

六 第十一条に規定する要件を欠くに至つたとき

七 第十四条第一号、 液化石油ガス卸売業者

第三号又は第四号に 該当するに至つたと

き。

(登録の消除)

第十七条 通商産業大臣は、次の各号の一に掲げる場合には、当該液化石油ガス卸売業者の登録を消除しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 前条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

三 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

四 第十条第四項に規定する場合において、更新の登録がなされないこととなつたとき。

五 偽りその他不正の手段により液化石油ガス卸売業者の登録を受けたことが判明したとき。

(液化石油ガス卸売業者登録簿の供覧)

第十八条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、液化石油ガス卸売業者登録簿を公衆の閲覧に供さなければならない。

(手数料)

第十九条 登録申請者は、政令で定めるところにより、五千円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(無登録事業の禁止)

第二十条 液化石油ガス卸売業者の登録を受けない者は、液化石油ガス卸売業を行なつてはならない。

(省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、液化石油ガス卸売業者の登録に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(準用)

第二十二条 第九条の規定は、液化石油ガス卸売業者(液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者を除く。)について準用する。

第二節 液化石油ガス小売業

(登録)

第二十三条 液化石油ガス小売業を行なうとする者は、二以上の都道府県に販売所を設ける者にあつては通商産業省に、その他の者にあつてはその販売所の所在地の属する都道府県に備える液化石油ガス小売業者登録簿に登録を受けなければならない。

3 前項の有効期間の満了後引き続き液化石油ガス小売業を行なうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の要件)

第二十四条 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下この節において「登録申請者」という。)は、販売所ごとに通商産業省令で定める液化石油ガスの販売のための設備を備えている者でなければならない。

(登録の拒否)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、登録申請者が次の各号の一に該当する者であるとき、又は登録申請者に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十三条において準用する第十七条第五号の規定又は第三十一条の規定により登録を消除され、その登録の消除の日から二年を経過しない者

三 第三十一条の規定による事業の停止の命令を受け、その停止の期間中に第三十三条において準用する第十六条第一号に該当し、第三十三條において準用する第十七条第一号又は第二号の規定により登録を消除され、まだその期間が満了しない者

四 営業に關し成年者と同一の能力を有しない

未成年者又は禁治産者で、その法定代理人が前各号の一に該当するもの
五 法人であつて、その業務を行なう役員のうち第一号から第三号までの一に該当する者のあるもの

(登録換え)

第二十六條 液化石油ガス小売業者は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事に登録換えの申請をしてその登録を受けなければならない。
一 通商産業大臣の登録を受けている者が、一の都道府県を除きその他の都道府県における販売所を廃止するとき。
二 都道府県知事の登録を受けている者が、一の都道府県以外の都道府県にも販売所を設けるとき。

三 都道府県知事の登録を受けている者が、一の都道府県における販売所を廃止して、他の都道府県に販売所を設けるとき。
二 通商産業大臣又は都道府県知事は、前項の申請に基づき登録をしたときは、ただちに、その旨を従前の登録をした都道府県知事又は通商産業大臣に通知しなければならない。

三 都道府県知事又は通商産業大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、当該液化石油ガス小売業者の登録を消滅しなければならない。
四 第一項の登録換えは、更新の登録とみなしてこの法律の規定を適用する。

(液化石油ガス小売業者登録簿の供覧等)
第二十七條 通商産業大臣は液化石油ガス小売業者登録簿を、都道府県知事は液化石油ガス小売業者登録簿及び次項の規定により送付を受けた書類を公衆の閲覧に供さなければならない。

二 通商産業大臣は、その登録を受けた液化石油ガス小売業者に関する液化石油ガス小売業者の販売所の所在地を管轄する都道府県知事に送付しなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、同項の規定による書類の供覧に關し必要な事項は、政令で定める。

(販売方法の基準)
第二十八條 通商産業大臣は、液化石油ガス小売業者の行なう販売に關し、計量方法その他の販売方法について、その基準を定めなければならない。

二 通商産業大臣は、前項の販売方法の基準（以下「販売基準」という。）を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(液化石油ガス小売業者の義務)
第二十九條 液化石油ガス小売業者は、販売基準が定められた事項については、販売基準に適合する販売方法以外の販売方法により液化石油ガスを販売してはならない。

(措置命令)
第三十條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス小売業者が前条の規定に違反したときは、当該液化石油ガス小売業者に対し、液化石油ガスの販売方法について必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(監督処分)
第三十一條 通商産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス小売業者が前条の規定による命令に違反したときは、一年以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又はその登録を消滅することができる。

(無登録事業の禁止)

第三十二條 液化石油ガス小売業者の登録を受けない者は、液化石油ガス小売業を行なつてはならない。

(準用)
第三十三條 第十二條、第十三條、第十五條から第十七條まで、第十九條及び第二十一條の規定は、液化石油ガス小売業者の登録について準用する。この場合において、第十二條中「通商産業大臣」とあるのは「二以上の都道府県に販売所を設けて液化石油ガス小売業を行なう者にあつては通商産業大臣に、その他の者にあつてはその販売所の所在地を管轄する都道府県知事に、」と、第十三條中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣又は都道府県知事」と、「液化石油ガス卸売業者登録簿」とあるのは「液化石油ガス小売業者登録簿」と、第十五條第二項中「通商産業大臣」とあるのは「その液化石油ガス小売業者の登録をした通商産業大臣又は都道府県知事」と、同条第三項中「前二条」とあるのは「第三十三條において準用する第十三條の規定及び第二十五條」と、第十六條中「通商産業大臣」とあるのは「その液化石油ガス小売業者の登録をした通商産業大臣又は都道府県知事」と、「第十一條」とあるのは「第二十四條」と、「第十四條第一号、第三号又は第四号」とあるのは「第二十五條第一号、第四号又は第五号」と、第十七條中「通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣又は都道府県知事」と、「第十條第四項」とあるのは「第二十三條第四項」と、第十九條中「五千円」とあるのは「三千円」と読み替へるものとする。

第四章 液化石油ガス審議会
(設置)
第三十四條 通商産業省に、液化石油ガス審議会を置く。

(所掌事務)
第三十五條 液化石油ガス審議会（以下「審議会」という。）は、通商産業大臣の諮問に応じ、液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に關する重要事項を調査審議する。

二 通商産業大臣は、第三條第一項の規定により液化石油ガス供給実施計画を定め、同条第四項の規定により液化石油ガス供給実施計画を変更し、第六條第一項に規定する政令の制定若しくは改廃の立案をし、第八條第一項の規定により標準価格を定め、同条第二項の規定により標準価格を変更し、又は第二十八條第一項の規定により販売基準を定めようとするときは、審議会に諮問しなければならない。

三 審議会は、液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に關し、通商産業大臣に対し、意見を述べることができる。

(組織)
第三十六條 審議会は、委員二十人以上で組織する。

二 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

三 委員及び専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

四 委員の任期は、一年とする。
五 委員及び専門委員は、非常勤とする。
六 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
七 会長は、会務を総理する。
(省令への委任)
第三十七條 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 雑則
(報告及び検査)
第三十八條 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、通商産業大臣にあつては液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者、液化石油ガス卸売業者又はすべての液化石油ガス小売業者について、都道府県知事にあつてはその登録を受けた液化石油ガス小売業者について、その事業に關し必要な報告を求め、又はその職員にその事業に關する事務所、製造所、販売所その他の場所に立ち入り、その事業に關する帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 前項の規定により立ち入り検査をしよとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

三 第一項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九節 商工委員会會議録第三十号 昭和四十一年六月二十一日 【參議院】

七

ない。

(資金の確保)

第三十九条 政府は、液化石油ガス製造業者、液化石油ガス輸入業者又は液化石油ガス貯蔵義務負担卸売業者が第六条に規定する液化石油ガスの貯蔵の業務を履行するために必要な貯蔵設備を設置する場合における当該設置に要する資金の確保に努めるものとする。

第六章 罰則

第四十条 第六条の規定に違反して、液化石油ガスの貯蔵をしなかつた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十一条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他不正の手段により液化石油ガス卸売業者又は液化石油ガス小売業者の登録を受けた者

二 第二十条又は第三十二条の規定に違反して、液化石油ガス卸売業者又は液化石油ガス小売業者を行なつた者

三 第三十一条の規定による事業の停止の命令に違反して、事業を行なつた者

第四十二条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項、第七条又は第十六条(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十五条第一項(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、変更の登録を申請せず、又は虚偽の申請をした者

三 第二十六条第一項の規定に違反して、販売所を廃止し、又は設けた者

四 第三十条の規定による命令に違反した者

五 第三十八条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過規定)
2 この法律の施行の際現に液化石油ガスの製造業を行なつてゐる者(石油業法第四条の許可を受けた者を除く。)については、第四条第一項前段中「あらかじめ」とあるのは、「この法律の施行の日から三十日以内に」と読み替へて、同項前段の規定を適用する。

3 この法律の施行の際現に附則第五項の規定による改正前の石油業法第十二条第一項の届出をして液化石油ガスのみの輸入の事業を行なつてゐる者は、第五条第一項の届出をしてゐるものとみなす。

4 この法律の施行の際現に液化石油ガス卸売業者又は液化石油ガス小売業者を行なつてゐる者は、この法律の施行の日から九十日間、この法律による登録を受けなくても、引き続き当該事業を行なうことができる。その者がその期間内にこの法律による登録を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

(石油業法の一部改正)
5 石油業法の一部を次のように改正する。
第十二条第一項中「輸入」の下に「(液化石油ガス(液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する法律(昭和四十一年法律第 号)第二条第一項に規定する液化石油ガスをいう。以下同じ。))のみの輸入を除く。)」を加える。
第十三条中「石油製品の販売」の下に「(液化石油ガスのみの販売を除く。)」を加える。

第十五条第一項中「石油製品の価格」を「石油製品(液化石油ガスを除く。以下この条において同じ。))の価格」に改める。
(石油業法の一部改正に伴う罰則の経過規定)
6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)
7 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十九号の二の次に次の一号を加える。
三十九の三 液化石油ガス卸売業者及び液化石油ガス小売業者を登録すること。
第十三条第三号の次に次の一号を加える。
三の二 液化石油ガス卸売業者及び液化石油ガス小売業者の登録に関する事項。
第二十五条第一項の表中石油審議会の項の次に次のように加える。
液化石油ガス 液化石油ガスの需給の安定及び取引の適正化に関する重要事項を調査審議すること。

六月十日日本委員会に左の案件を付託された。
一、電気工業業に関する法律制定に関する請願(第二七三六号)(第二七三七号)

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工業業に関する法律制定に関する請願(第二八三〇号)(第二八三二号)(第二八三三二号)(第二八三五号)

第二八三〇号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 岐阜県大垣市笠縫町明星電気商会
内 清水勇吉外五十六名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三二号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願(通商)
請願者 岡山市天瀬四二 河野保外百九十九名
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三三二号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡掛斐川町上野一、五六三小岩電気商会内 小岩銑治外八十四名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三五号 昭和四十一年六月八日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 群馬県新田郡笠懸村大字阿佐美一、〇七一須藤電気商会内 須藤正吉外六百十名
紹介議員 片山 武夫君 向井長年君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二七七三六号 昭和四十一年六月一日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
紹介議員 瓜生 清君

第二七七三七号 昭和四十一年六月一日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、電気工業業に関する法律制定に関する請願(第二八三〇号)(第二八三二号)(第二八三三二号)(第二八三五号)

第二八三〇号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 岐阜県大垣市笠縫町明星電気商会
内 清水勇吉外五十六名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三二号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願(通商)
請願者 岡山市天瀬四二 河野保外百九十九名
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三三二号 昭和四十一年六月七日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 岐阜県揖斐郡掛斐川町上野一、五六三小岩電気商会内 小岩銑治外八十四名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二八三五号 昭和四十一年六月八日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 群馬県新田郡笠懸村大字阿佐美一、〇七一須藤電気商会内 須藤正吉外六百十名
紹介議員 片山 武夫君 向井長年君
この請願の趣旨は、第九七号と同じである。

第二七七三六号 昭和四十一年六月一日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
紹介議員 瓜生 清君

第二七七三七号 昭和四十一年六月一日受理
電気工業業に関する法律制定に関する請願
請願者 大阪府守口市本町一ノ六津田電気
紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第九七号と同じである。